

平成十一年法律第五十二号

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制
及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第三条の二）
第二章 児童買春、児童ポルノに係る行為等の
処罰等（第四条—第十四条）

第三章 心身に有害な影響を受けた児童の保護
のための措置（第十五条—第十六条の二）

第四章 雜則（第十六条の三—第十七条）
附則

第一章 総則

第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性に鑑み、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制し、及びこれらの行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。

（定義）
第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。
2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対價を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせる）ことをいう。以下同じ。）をするることをいう。

一 児童
二 児童に対する性交等の周旋をした者
三 児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものといふ。以下同じ。）又は児童をその支配下に置いている者

この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であつて、次

より認識することができる方法により描写したもの」をいう。

（児童ポルノ所持、提供等）
第七条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至つた者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。（児童ポルノの性器等を触る行為に係る児童の姿態では性交類似行為に係る児童の姿態）
二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、殊更に児童の性的な部位（性器等）若しくはその周辺部、脇部又は胸部をいう。）
（適用上の注意）
第三条 この法律の適用に当たつては、学術研究、文化芸術活動、報道等に関する国民の権利及び自由を不當に侵害しないよう留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならない。

（児童買春、児童ポルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止）
第三条の二 何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、若しくは第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報や記録した電磁的記録を保管したことその他の児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならない。

（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰等）
第四条 児童買春をした者は、五年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。（児童買春周旋）
第五条 児童買春の周旋をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（児童買春勧誘）
第七条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至つた者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

（児童買春等目的の人身売買等）
第八条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条第三項各号のいずれかに掲げたる児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上の有期拘禁刑に処する。

（児童買春の年齢の知情）
第九条 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、第五条、第六条、第七条第一項から第八項まで及び前条の規定による处罚を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

（国民の国外犯）
第十条 第四条から第六条まで、第七条第一項から第七項まで並びに第八条第一項及び第三項（同条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

（児童の年齢の知情）
第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五条、第六条又は第七条第二項から第八項までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

（両罰規定）
第十二条 第四条から第八項までの罪に係る事件の検査及び公判における配慮等）
第十三条 第四条から第八項までの罪に係る事件の検査及び公判に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行つて当たり、児童の人権及び特性等に配慮するとともに、その名譽及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。

（児童の人権特性等に関する理解を深めるための訓練及び啓発を行うよう努めるものとする。）
第十四条 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項

（児童ポルノの所持、提供等）
第七条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを製造した者（自己の意思に基づいて所持するに至つた者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

（児童買春等目的の人身売買等）
第八条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条第三項各号のいずれかに掲げたる児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上の有期拘禁刑に処する。

（児童買春の年齢の知情）
第九条 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、第五条、第六条、第七条第一項から第八項まで及び前条の規定による处罚を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

（国民の国外犯）
第十条 第四条から第六条まで、第七条第一項から第七項まで並びに第八条第一項及び第三項（同条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

（児童の年齢の知情）
第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五条、第六条又は第七条第二項から第八項までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

（両罰規定）
第十二条 第四条から第八項までの罪に係る事件の検査及び公判における配慮等）
第十三条 第四条から第八項までの罪に係る事件の検査及び公判に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行つて当たり、児童の人権及び特性等に配慮するとともに、その名譽及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。

（児童の人権特性等に関する理解を深めるための訓練及び啓発を行うよう努めるものとする。）
第十四条 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項

(記事等の掲載等の禁止)
第十三条 第四条から第八条までの罪に係る事件に係る児童については、その氏名、年齢、職業、就学する学校の名称、住居、容貌等により当該児童が当該事件に係る者であることを推知することができるような記事若しくは写真又は放送番組を、新聞紙その他の出版物に掲載し、又は放送してはならない。

(教育、啓発及び調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの所持、提供等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることに鑑み、これらの行為を未然に防止することができると、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの所持、提供等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。

第三章 心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置

(心身に有害な影響を受けた児童の保護)

第十五条 こども家庭庁、法務省、都道府県警察、児童相談所、福祉事務所その他の国、都道府県又は市町村の関係行政機関は、児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、相互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保つて成長することができるよう、相談、指導、一時保護施設への入所その他必要な保護のための措置を適切に講ずるものとする。

2 前項の関係行政機関は、同項の措置を講ずる場合において、同項の児童の保護のため必要があると認めるときは、その保護者に対し、相談、指導その他の措置を講ずるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護のための体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童について専門的知識に基づく保護を行ふことができるよう、これらの児童の保護に関する調査研究の推進、これらの児童が緊急に保護を必要とする場合における関係機関の連携協力体制の

強化、これらの児童の保護を行う民間の団体との連携協力体制の整備等必要な体制の整備に努めるものとする。

第十六条の二 こども家庭審議会及び犯罪被害者等施策推進会議は、相互に連携して、児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、当該児童の保護に関する専門的な知識経験を有する者の意見を活用しつつ、定期的に検証及び評価を行うものとする。

2 こども家庭審議会又は犯罪被害者等施策推進会議は、前項の検証及び評価の結果を勘案し、必要があると認めるときは、当該児童の保護に関する施策の在り方について、それぞれ内閣総理大臣又は関係行政機関に意見を述べるものとする。

3 内閣総理大臣又は関係行政機関は、前項の意見があつた場合において必要があると認めるとときは、当該児童の保護を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 雜則
(インターネットの利用に係る事業者の努力)
第十六条の三 インターネットを利用した不特定の者に対する情報の発信又はその情報の閲覧等のために必要な電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)を提供する事業者は、児童ポルノの所持、提供等の行為による被害がインターネットを通じて容易に拡大し、これにより一旦国内外に児童ポルノが拡散した場合においてはその廃棄、削除等による児童の権利回復は著しく困難になることに鑑み、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 前項の関係行政機関は、同項の措置を講ずる場合において、同項の児童の保護のため必要があると認めるときは、その保護者に対し、相談、指導その他の措置を講ずるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護)

第十七条 国は、第三条の二から第八条までの規定に係る行為の防止及び事件の適正かつ迅速な捜査機関への協力、当該事業者が有する管理権限に基づき児童ポルノに係る情報の送信を防止する措置その他インターネットを利用したこれらの行為の防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際協力の推進)
2 この法律による改正後の第七条第一項の規定は、この法律の施行の日から一年間は、適用しない。

2 この法律による改正前の第七条第一項の規定は、この法律の施行の日から一年間は、適用しない。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を处罚する旨を定めているもの当該行為に係る部分については、この法律の施行同時に、その効力を失うものとする。

第二条の二 こども家庭審議会設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

2 インターネットによる閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、前項に規定する技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 インターネットによる閲覧等を制限するための「制限」という。)に関する技術の開発の促進のための施策の検証等)

(検討)

第三条 政府は、インターネットを利用して児童ポルノに係る情報の閲覧等を制限するための措置(次項において「インターネットによる閲覧の制限」による閲覧の制限)について、十分な配慮をするものとする。

2 インターネットによる閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、前項に規定する技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 インターネットによる閲覧等を制限するための「制限」という。)に関する技術の開発の促進のための施策の検証等)

第二条の二 こども家庭審議会及び犯罪被害者等施策推進会議は、相互に連携して、児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、当該児童の保護に関する専門的な知識経験を有する者の意見を活用しつつ、定期的に検証及び評価を行うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の处罚については、その失効後も、なお反行行為の处罚については、その失効後も、なお従前の例による。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第一条(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

第一条(施行期日)
第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(「これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の届出その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の届出その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の届出その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の届出その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の届出その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の届出その他の行為とみなす。

日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月二二日法律第七七号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）